

令和7年度 小松市DX伴走支援モデル事業者 募集要領

1 目的・概要

市内中小企業においては、少子高齢化の進展による人手不足や物価高騰などにより急速に変化する社会環境への対応として、DX推進による業務改善や労働生産性の向上など、経営の高度化が求められております。

本市では、中小企業のDX推進により経営基盤の安定と産業競争力の強化を後押しするため、先進性が高く、伴走支援によりDXへの取組みを望む企業を募集し、「DXモデル事業者」として選定し、専門家による伴走型支援を実施いたします。

選定されたDXモデル事業者については、事業実施に係る費用の一部を支援するとともに、事業の目標達成に向けたDX推進計画・進捗管理・助言等のサポートを行います。

さらに、モデルケースとしてDXを牽引する取組事例を創出することにより、市内中小企業の産業競争力の強化とDX化を推進するものであります。

2 スケジュール

①DX伴走支援モデル事業説明会	令和7年3月21日(金)
②DX伴走支援モデル事業者募集	4月1日(火)～4月18日(金)
③DX伴走支援モデル事業者を選定 (5者程度)	4月下旬頃に、市より決定した事業者に決定通知を交付
④コンサルタント事業者を選定	ヒアリングを実施し、コンサルタント事業者からモデル事業者に企画書を提示
⑤DX伴走支援モデル事業補助金 交付申請	モデル事業者より市に提出
⑥DX伴走支援モデル事業補助金 交付決定	市よりモデル事業者に決定通知を交付
⑦コンサルタント事業者と委託契約	補助金交付決定日以降
⑧DX伴走支援モデル事業実施	補助金交付決定日～令和8年2月末
⑨DX伴走支援モデル事業補助金 実績報告	事業終了日～令和8年3月中旬頃 モデル事業者より市に提出
⑩DX伴走支援モデル事業補助金 交付確定・支払い	市よりモデル事業者に確定通知を交付し その後、補助金を支払い
⑪取組事例を公表	内容や取組、成果などを市ホームページなどで紹介

3 補助事業の内容

対象経費：DXへの取組みに関するコンサルタント経費

補助率：1/2

限度額：150万円

対象要件：コンサルタント事業者の伴走支援を受けて行う次の全ての要件を満たすもの

- ① DX推進計画（KPI設定、効果測定等）を策定すること
- ② DXを実装し、かつ運用すること（デジタル技術・ツールの導入、ソリューションサイトの構築等）
- ③ DX推進計画に対する成果報告を行うこと

4 応募条件

DXモデル事業者に応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1)市内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項及び第5項に規定する中小企業・小規模事業者
- (2)市税の滞納がないこと
- (3)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者でないこと
- (4)小松市暴力団排除条例（平成24年3月27日条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員及びその他反社会勢力又はそれらと関係するものが経営又は運営に実質的に関与していないこと
- (5)国または県等が実施する同様のDX推進支援補助金を受けていないこと

5 DX伴走支援モデル事業への希望申し出

DXモデル事業者に応募する者は、次により希望申出書等を提出してください。

- (1)提出書類：①希望申出書一式（様式第1号）
②市税の全項目の納税証明書
- (2)提出期間：令和7年4月1日（火）から4月18日（金）午後5時まで
- (3)提出方法：郵送（必着）または持参
- (4)提出先：小松市経済環境部商工労働課（市役所2階）

6 DXモデル事業者の選定

希望申出のあった者について、希望申出書を次の「評価項目」に基づいて審査し、「DXモデル事業者」として決定します。

評価項目	内容
1. 現状の課題	生産・在庫管理、受発注管理、会計・勤怠管理、売上予測などの各システム導入の有無のほか、事業・経営上の課題についての整理状況
	DX（デジタル化）の必要性や改善すべき内容・項目についての整理状況
	デジタル技術の活用における課題についての整理状況

2. 将来ビジョン	事業終了後（課題解決後）のビジョンの明確性
3. 実施体制	D Xに取り組む実施体制の適切性
4. 希望するコンサルティング事業者による事業内容	希望するコンサルティング事業者による事業内容の適合性
5. D Xモデル事業としての適格性	市内事業者への横断的な展開が期待でき、本事業におけるモデル性
	本事業に取り組むことによる経営力強化などの効果に対する期待の高さ
	D X伴走支援モデル事業による支援の必要性

7 失格

次のいずれかに該当するときは、失格とすることがあります。

- (1)本募集要領で定めた提出方法、提出先、提出期限等に適合しないとき
- (2)本募集要領で定めた条件および目的に適合しないとき
- (3)提出書類に記載すべき事項が記載されていないとき
- (4)提出書類に虚偽の記載があったとき
- (5)事業開始前あるいは開始から完了までの間に、応募条件を満たさなくなったとき
- (6)審査結果に影響を与えるような不正行為を行ったとき
- (7)その他募集要領に違反すると認められたとき

8 その他留意事項

- (1)申し出に関する必要な費用は、申出者の負担とします。
- (2)原則として、提出された書類等は返却いたしません。
- (3)提出された書類等は、本事業の審査の目的以外には使用いたしません。
- (4)提出された書類等は、本事業の審査の目的の範囲で複製することがあります。
- (5)審査結果についての異議申立ては、一切受け付けいたしません。
- (6)D Xモデル事業者は、市内事業者のD X先進事例のモデルとして、市内事業者全体のD X推進を図るため、伴走支援の内容や取組、成果などを広報します。
- (7)本事業においては、市内事業者のD X先進事例のモデルとするため、事業実施における成果として効果測定や計画のリバイスまで実行いただきます。

9 事務局

小松市経済環境部商工労働課

〒923-8650

小松市小馬出町 91 番地

TEL：0761-24-8074（直通）／ FAX：0761-23-6404

Email：syoukou@city.komatsu.lg.jp